

自己改革の進捗及び「機構」発足に向けた準備状況

平成 10 年 6 月 30 日

動 燃 事 業 団

1. はじめに

動燃事業団は、これまで「安全に徹する動燃」、「開かれた動燃」、「地元重視の動燃」と言う経営理念のもと、全役職員が一丸となって、失われた信頼の回復に努めてきました。具体的には、

- ・ 社会との間の乖離をなくすための「意識改革の推進」
- ・ 業務の質の向上を目指した「業務品質保証活動の推進」
- ・ 事故の未然防止を目指した「安全性の総点検の実施」

を三本柱とする自己改革活動に、全職場を上げて鋭意取り組んできております。これらの諸点及び「機構」発足に向けた準備状況について、以下のとおり御報告いたします。

2. 自己改革推進状況

(1) 意識改革の推進

職員としての心構えや、とるべき行動を示すものとして 10 箇条からなる「動燃行動憲章」を定め、理事長以下役員が先頭に立って、この憲章についての研修・理解活動を全職員を対象に実施し、それについて全職員が自ら考え、行動する意識改革を進めています。具体的状況は以下のとおりです。

① 「行動計画」と「管理職レポート」の作成（平成 9 年 10 月～平成 10 年 2 月）

（ステップ 1：平成 9 年 10 月～11 月）

- ・ 経営層自ら全職場に出向き、意識改革の動機付けと「行動憲章」の理解活動を実施しましたが、全職員は「行動憲章」に照らして、自らの行動のあるべき姿を考え、「行動計画」を作成しま

した。

・(ステップ2:平成9年11月~12月)

- ・全社各職場で各人の「行動計画」について、小グループによる討議・発表を行い、これにより「行動計画」の見直し及び質的向上を図りました。

(「課の行動計画」と「管理職レポート」の作成)(平成10年2月)

- ・管理職については、職場単位の「課の行動計画」や「意識改革を根づかせるために」をテーマとした「管理職レポート」を作成し、その責任の重さと各職場の改革の牽引者として自覚を促しました。

②「行動計画」「管理職レポート」のフォロー(平成10年2月~)

- ・一般職については、ライン課長が各人の「行動計画」の実施状況について、チェック・アンド・フォローを継続しています。
- ・管理職については、役員や上位者が「行動計画」「管理職レポート」をもとに、意識改革の進め方等について面談・討議を実施中です。この結果は、管理職適性再評価にも活用いたします。

③ ライン課長研修パートⅠの実施(平成10年3月)

- ・ライン課長を対象として、「課の行動計画」の実践にあたっての問題点等について小グループの討議を行い、水平展開を図りました。

④ 理事長懇談会の実施(平成10年2月~6月)

- ・各事業所の係長クラスと意識改革推進上の課題等について、意見交換を実施中です。

⑤ 「行動規範」の作成・周知(平成10年1月~5月)

- ・全職場から提出された「行動計画」を集約し、「行動憲章」をより具体化した「行動規範」を社内で意見交換を行った上で制定し、社内周知を図りました。

⑥ 外部派遣研修の実施(平成10年5月)

- ・職場の安全管理・業務管理のあり方やお客様対応などを体験させるために、下記の各社で外部派遣研修を実施しました。

依 頼 先 : 電力、ガス、NTT、地元企業

時期・期間 : 平成 10 年 5 月の連休以降、1 - 2 週間程度

対 象 者 : 課長級中心 (約 50 名)

⑦ ライン課長研修パートⅡ (平成 10 年 6 月)

- ・「課の行動計画」実践に関する好事例発表会、及び外部派遣研修参加者の報告会を実施して水平展開を図ります。

⑧ 管理職アセスメント研修 (平成 10 年 7 月)

- ・管理職を対象にアセスメント手法等により管理職としての能力適正を評価し、各人の強弱点をフィードバックするとともに、新法人の職群配置に反映させます。

(2) 業務品質保証活動の推進

全ての業務を対象に、業務の「質」の向上を目指した「要求品質 10 項目」を定め、各部門はこの項目に照らして業務改善の重要項目、改善方策を検討し、改善活動に取り組んでいます。

この改善活動を効果的に行うため、以下の活動を行っています。

① 理事長・部門長診断会の実施

- ・本社各部および各事業所の要求品質に照らした問題点について、その改善の取り組みを全社的に議論するための「理事長診断会」を、平成 9 年 10 月以降 4 回 (本社、教賀地区、東海、大洗) 実施しました。(今後も継続実施予定)
- ・本社各部及び各事業所における改善の取り組みを部門長が自ら確認し、指導・助言するための「部門長診断会」を、各部門ごとに平成 9 年 10 月以降 1~2 回程度実施しました。(今後も継続実施予定)

② 品質監査の実施

- ・事故等の再発防止を図るための品質保証の仕組の有効性を確認することを主眼に、平成 9 年度の品質監査を平成 10 年 2 月に実施しました。

③ 改善マインド教育と推進スタッフの育成

- ・事業団のトップが、自ら品質保証の基本的考え方について理解を深めるための役員勉強会を、平成 10 年 1 月と 3 月の 2 回に分けて実施しました。(今後も実施予定)
- ・業務品質保証活動の推進体制を充実するために、各部門長直轄の「業務品質保証推進スタッフ」(平成 10 年度約 50 名)を平成 10 年 2 月に選任し、平成 10 年 4 月に、推進スタッフへの研修を実施しました。今後は、監督者、管理者への研修を実施する予定です。

④ ISO 認証取得活動

- ・再処理工場等における ISO 認証取得のための準備活動を実施中です。
- ・ISO 9000 の内部品質監査員(平成 10 年度、約 60 名を予定)を養成するための研修を平成 9 年 10 月と平成 10 年 3 月の 2 回実施しました。
- ・ISO 9000 と ISO14000 の認証取得に向けた研修会を実施予定です。

(3) 安全性の総点検の実施

- ① 安全性のより一層の向上を図るため、昨年 9 月より動燃の全施設・全設備と運用上の問題を大・小問わず総洗いする全社一斉の総点検を実施しました。

点検結果(昨年 10 月末)としては、約 1,800 項目が摘出されました。

[約 1,800 項目の内訳]

- ・法令上の問題となると思われる項目 → 13 件
- ・許認可書類と現状に不整合があり、整合させるためにハード及びソフト対応が必要な項目 → 22 件
- ・許認可書類と現状に不整合があるがソフト対応を中心とした措置により整合させることができる項目 → 238 件
- ・許認可書類の誤記がある項目 → 47 件
- ・作業環境、業務効率等の日常の改善に係る項目 → 1466 件

- ② 上記と並行して科学技術庁による現地調査が、平成 9 年 9 月～10 月（第一次）、平成 9 年 11 月（第二次）に行われ、事業団全体の共通課題と個々の課題の抽出を受けました。

さらに、平成 10 年 1 月には、事業団全体で共通的に確認すべき事（水平展開事項）について再度点検を実施し、上記科学技術庁の調査結果を含めて課題を整理しました。

③ 改善状況

- ・これまでの点検で抽出された課題については、科学技術庁現地調査の指摘事項も含め、調査票と処置票（1 件 1 葉）に整理し、社内に設置したフォローアップチームにより、これら事項の調査、分析を行い、重要度分類、類型化分類を行うとともに、反省と再発防止策の検討等を進めてきています。
- ・このうち、許認可案件については、科学技術庁原子力安全局による、現場確認を含めた現地ヒアリングが、昨年 10 月から実施され、本年 1 月まで実施されました。これら科学技術庁の調査結果を踏まえ、安全性の優先度や運転計画等を考慮し、許認可申請を行うこととしています。
- ・一方、各現場では実施可能なものから処置を進めてきており、今後、計画的に処置を完了させます。
- ・また、予算措置が必要な案件については、平成 9 年度 88 億円、平成 10 年度 137 億円を安全対策費として計上しました。

④ 今後の対応

- ・各案件の処置については、適切な確認体制の下で安全上の優先度を考慮しつつ、関係当局とも御相談の上、許認可手続きや予算措置等の必要な調整を図りながら改善措置計画を策定し、その実施を鋭意進めていきます。

3. 「機構」発足に向けた準備

(1) 制度改革

① 経営制度

- ・経営に関わる諸計画について、その連関を明確化した上で一体的に策定するとともに、目標管理の考え方を導入することにより、「計画」「実施」「評価」「反映」の経営管理のサイクルを経営者自身が主体的にまわしうるよう、制度を構築中です。3月に制度の骨格を策定し、現在、詳細を検討中です。(参考1)
- ・経営管理サイクルは、理事長―事業所長を経営のコアとし、事業所長の権限と責任を明確化するとともに、事業所長が理事長とコミュニケーションをとりつつ、自律的事業所経営を目指します。
- ・また、経営管理サイクルは、「機構」の選択において実施されるものですが、動燃においてもその前の一ステップとして可能なものを試験実施します。(第1回5月27日に実施)

② 運営審議会

- ・運営審議会については、動燃改革法の審議経過等を踏まえ、運営規程案及び「機構」における第1回実施スケジュールを検討中です。

③ 外部評価システム

- ・科学技術会議が制定した大綱的指針に基づく平成11年度新規研究開発課題に対する事前評価を、平成10年5月30日に実施しました。(参考2) なお、「機構」への移行後の制度については、その詳細案を検討中です。

④ 新人事制度

- ・新人事制度の具体的内容をほぼ確定しました。(参考3)
- ・この内容について、平成10年4月下旬に労組へ提示し、また、5月末までに全職員への説明を終了しました。引続き労使交渉を進めるとともに移行準備を行い、平成10年10月より導入します。

(2) 事業構想

中長期の事業構想・課題について動燃としてとりまとめ、「機構」が策定する中長期事業計画に資することとします。

① 1次案の取りまとめ(平成10年1月末)

中長期の事業展開をはかる上での課題、特に資金面、要員面の課題を明確化にしました。

② 重点課題の検討

事業構想の重点課題として、以下の項目について検討中です。(参考4)

- ・ 先進的核燃料リサイクル開発の方向性
- ・ もんじゅ長期利用計画
- ・ FBR 再処理技術開発計画 (R E T F 計画の見直しを含む)
- ・ FBR 燃料・材料開発計画
- ・ 東海再処理工場の将来計画
- ・ 廃棄物及び老朽化設備の処理計画
- ・ 高レベル廃棄物処分研究開発計画 (2000 年レポート以降)

検討にあたっては、電力等関係機関とも協議しつつ進めています。

③ 2次案の取りまとめ

- ・ 1次案の資金面での課題に対処するとともに、「競争力ある技術」の開発に重点化を図るべく、プロジェクトごとに「枢要技術」を特定し、優先度を付けた開発計画を立案する作業を開始しました。
(平成10年3月開始)
- ・ 上記の重点課題の検討や、関係者の意見も踏まえ、事業構想の2次案を取りまとめています。
- ・ 今後は本2次案を基に関係者の意見をお聴きし、「機構」が策定する「中長期事業計画」の参考となる、「事業構想」の最終案を平成10年9月末までに取り纏める予定です。

(3) 安全確保の体制整備

① 運転管理体制の強化

イ. 運転条件等の変更管理の強化

- ・ 運転条件・方法等を変更する際は、その内容について事業所内の安全関連委員会等に諮ることとしました。

ロ. 民間能力の活用

- ・ 現在、主要施設の運転部門においては、外部から約 180 名派遣していただいておりますが、更に民間企業の専門的知見を活用するため 10 名程度追加していただけるようお願いしています。
- ・ 事業団職員の外部派遣については、現状約 60 名規模で実施していますが、更に今後 5 年間で 60 名程度の職員の新規派遣を計画しています。

ハ. 職員と請負作業員の責任体制の確立

- ・ 請負作業員との責任体制については、その作業形態も含め、現在適切となるよう見直しを行っています。

なお、契約条項の中に異常時・緊急時の初期対応を明記しました。

- ・ 請負比率が極端に高い施設運営職場を中心にして、安全確保の観点から責任・指揮命令系統の明確化を図るため、職員を適正に配置します。

② 安全確保の基盤整備

イ. 安全確保支援部門の確立

- ・ 安全推進本部の業務として、現状の安全管理の基本方針等の立案・推進に加え、安全総点検及び安全に関する事項の水平展開の実施、危機管理体制整備の実施等を行うこととしました。(参考5)
- ・ 事業所安全推進部門の業務は、現状の放射線管理、環境監視等に加え、施設の一般安全の支援強化、所内危機管理体制の整備、許認可申請に関する役割を強化する等、体制の強化を図ります。

ロ. 一般防災・事故対応の強化

- ・ 一般防災に係わる専門知識、ノウハウを活用するため外部専門

- ・家を支援部門に配置することの具体化を図っています。2月に日立製作所から1名派遣していただくとともに、消防関係の専門家の派遣を関係機関にお願いしています。また、人材交流の観点から消防庁へ職員1名を4月から派遣しました。
- ・一般防災に係わるデータ・ベースについては中央災害防止協会のデータベースを導入し、活用することを考えています。
- ・動燃内外の事故についてはデータ・ベースを作成しており、今後ともデータ・ベースの拡充を継続していきます。
- ・動燃施設について外部機関による点検を検討中です。

③ 危機管理体制の整備

イ. 危機管理推進のための組織

- ・安全部の危機管理準備班（平成9年11月に設置）を危機管理推進室に改組（平成10年4月）し、事故対策規程の改定、緊急時情報システムの整備等に加え、事故時支援を行えるよう一層の強化を図りました。

ロ. 危機管理マニュアル類の整備

- ・事故対応の反省から、各事業所毎に規則の改定や取り決め事項を定め、改善しました。

ハ. 事故時の支援体制の整備

- ・他事業所の事故に対する支援体制を強化することとし、各事業所の事故対応マニュアルにおいて動員者等を指名しました。

ニ. 緊急時対応設備の整備

- ・事業所に防災対策室を設置済み
- ・テレビ会議システム設置済み
- ・一斉同報FAX設置済み
- ・全社通信連絡システム(PHS)整備中
- ・情報管理・共有システム整備中
- ・安全管理情報遠隔集中監視システム整備中
- ・遠隔ロボットシステム検討中

ホ. 通報連絡体制の整備

- ・全社で24時間の通報連絡体制を整備し、毎日通報訓練を実施

中です。

へ、教育・訓練の実施

- ・各種訓練を実施中ですが、より実践的な教育・訓練に向けての実施要領、教育資料、ビデオ等を整備しています。

(4) 社会に開かれた体制

① 公開シンポジウム等

イ、公開シンポジウム

公開シンポジウムについては、国民各階層の意見を伺い、事業等に資する観点から、その開催目的、開催頻度、参加者、開催内容等の開催要領等について検討中です。

ロ、地域フォーラム

地元の意見を伺い、事業所運営等に資する観点から、茨城地区、敦賀地区、東濃地区、人形峠地区の4ヶ所において、地域フォーラムを開催する計画であり、開催目的、開催頻度、参加者及び開催内容等の開催要領等について検討中です。

② 情報公開

イ、モニター制度

- ・敦賀地区で現在、実施中です。
- ・モニター制度の水平展開を図る観点から、茨城地区及び人形峠地区において、平成10年度からの導入を目指して検討中です。
- ・地元の意見も伺い、業務に反映いたします。

ロ、情報公開

- ・情報公開については、開かれた動燃を目指して平成9年7月1日より情報公開指針の運用を開始しています。(参考6)
- ・現在(平成10年6月23日)までに、208件の情報公開請求に対応しました。
- ・更なる情報公開の推進を図るため、平成10年4月に情報公開委員会を設置しました。(参考7)

ハ. 情報発信（参考 8）

- ・インターネット及びファクシミリによる情報発信にも努めており、多くのアクセス（平均約 2 万件／月）を得ています。
- ・インフォメーションルームの整備、双方向型対話集会へ積極的に参加します。

③ 開かれた研究開発体制

開かれた研究開発体制については、技術移転の改善、開発成果の社会への還元、大学等との連携強化、施設の開放等について検討を進めています。

イ. 技術移転のあり方

- ・動燃においては、従来から技術移転先と協定を結び、技術情報の提供、技術者の派遣、動燃施設における移転先技術者の教育訓練、業務の受託、共同研究等を進めてきています。今後、「機構」における技術移転については、外部評価制度の活用や移転先ニーズを十分把握した上で進めます。

ロ. 研究開発成果の展開

- ・動燃の保有する特許等の要素技術をベースに、民間との共同開発等により汎用技術への展開、産業界での利用の促進・還元を図っていくため、「機構」において平成 10 年度より先端原子力関連技術成果展開事業を実施すべく準備中です。

ハ. 大学等との連携強化について

- ・平成 7 年度から先行研究制度を発足させ、高速増殖炉関係、環境技術関係等の基礎的な研究分野について、動燃の施設を主に利用して、大学からの研究協力課題の提案や客員研究員・研究生の受入れを実施中です。
- ・博士研究員制度を平成 9 年度から開始しており、平成 9 年度は 3 名、平成 10 年度は 8 名を採用しました。

二. 外部研究者への施設の開放等

- ・「機構」においては、外部研究者へ施設・設備・機器等の開放をさらに促進することとし、施設の利用に関する制度等の整備を進めています。

④ 国際協力・貢献

イ、従来、欧米先進国とは、キャッチアップによる自主技術開発のために国際協力を実施してきましたが、「機構」においては、下記のように自らの競争力向上のための国際協力、国際協調での研究開発協力を中心に据えます。

- ・国際的なコンセンサス作りや、一国では解決が困難な課題への取組が必要な場合は、国際共同研究又は国際分業を進めます。
- ・経済的かつ効率的な研究開発の観点から海外の技術購入・開発委託及び技術供与を検討します。

ロ、アジア諸国とは、当方の技術開発について近隣諸国の理解を得るためと、原子力開発に関する価値観（安全文化等）を共有するための協力を行います。又、ロシア・東欧とは、当該地域の高度な技術や特異な技術を活用する等の観点からの協力を新たに検討します。そのため調査を実施します。（第1回 平成10年5月－6月）

ハ、余剰核兵器解体プルトニウム処分に関する国際協力については、国の指導のもとに協力を進めます。本件技術協力は「機構」の競争力ある技術開発の推進に役立てることが可能であり、加えて動燃が蓄積してきたMOXに関する技術が核兵器削減の円滑な実施に貢献することとなり、動燃の技術が国際協力を通じて社会に貢献することが示されます。

ニ、プルトニウム平和利用の研究開発を進めていく上で、プルトニウムの軍事転用を防止することが重要であり、IAEAなど国際機関等を通じた核不拡散に、人的、技術的な協力を推進します。

(5) 組織体制

① 組織

「機構」における組織については、新法人作業部会中間報告書等に基づき、本社機能等のスリム化、安全確保体制の強化、社会に開かれた体制の強化等を図るべく、主に以下の事項について検討中です。

- ・ 本社機能と事業所機能の見直し
- ・ 本社、敦賀本部及び事業所の関係と主要業務
- ・ 本社各部門（経営企画本部、事務部門及び支援部門）の業務
- ・ 敦賀本部の位置付け
- ・ 安全推進部門の機能
- ・ 対外対応機能

② 新組織移行計画

- ・ 「機構」設立までに法人の名称変更、運営審議会の設置準備、現行規程類の改訂等の準備を進めます。
- ・ 「機構」設立までは、原則、現行組織の形態は維持するものとしませんが、組織の移行を円滑に行うため、段階を踏んでその実質的な移行を進めます。
- ・ 上記の組織移行に当たっては、特に安全確保・事故時対応には万全の対策をとります。

③ 東海本社及び敦賀本部移転

- ・ 東海本社（展示館脇グラウンド）、敦賀本部（敦賀事務所敷地内）の設置場所及び建屋基本計画を確定しました。
- ・ 現在、建屋完成は、東海本社、敦賀本部とも平成 11 年 1 月の見込みです。

④ 規程類の整備

- ・ 「機構」の組織規程、保安規定等について、「機構」設立までに策定すべく、関係当局と協議を進めています。

(6) 業務引継ぎへの取組み（整理縮小事業を含む）

① 業務の引継ぎ

業務を全面的に点検し、問題点や将来の課題等を抽出し、業務引継書の作成を進めています。

- ・ 現在実施している業務内容を確認・点検し、課題等を抽出した上で、各部門ごとに業務引継書を作成し、新法人への円滑かつ確実な引継ぎを行います。

- ・このため、平成9年12月より、動燃の全部門において、業務内容、課題、対応状況等を取りまとめた業務の確認・引継ぎ書の作成準備を行っているところです。
- ・今後、各業務に対する新法人における所管部署の確定等の作業を順次進め、新法人の設立までに業務引継ぎ書の作成を行うなど、引継ぎの準備を進めます。

平成10年3月末 業務引継書（原案）の作成

7月末 新組織に対応した業務引継書の確定

10月 業務の引継ぎ

② 整理縮小事業

イ. ウラン濃縮技術開発

- ・これまで、金属胴遠心機、新素材高性能遠心機の開発を行い、金属胴遠心機技術については日本原燃(株)への技術移転を実施しています。
- ・今後、適切な期間（3年程度）を置いて業務を廃止していきます。その際、事業団と民間の協力により推進されている経済性向上のための高度化された新素材高性能遠心機の開発については、六ヶ所ウラン濃縮工場への導入計画に支障をきたさないよう開発を継続し完成させます。
- ・原型炉プラントの運転及びウラン濃縮関連技術の開発についても技術成果の取りまとめを行います。また、核不拡散に配慮しながらウラン濃縮技術および人材の適切かつ円滑な移転を行っていきます。
- ・事業整理にあたって、以下の課題等を検討中です。
 - 知的所有権の管理のあり方
 - 機微情報管理業務のあり方
 - 人形峠事業所の濃縮施設の廃止措置
 - 遠心法濃縮技術開発成果の活用

ロ. 海外ウラン探鉱事業

- ・カナダ、オーストラリア、アメリカ、中国およびアフリカに合計27の権益を有しています。

- ・海外ウラン採鉱業務については、動燃改革検討委員会の報告等を受けて、事業団保有の権益と技術の移管について検討を行うとともに関係者と御相談し、これらの状況を国、原子力委員会へ報告を行う予定です。
- ・事業整理にあたって、以下の課題等を検討中です。
 - 権益の移管までの維持活動の確保
 - 権益の移管、売却に関する法制、税制上の問題点整理
 - これまでの海外におけるウラン採鉱成果と採鉱技術のとりまとめ

ハ. 新型転換炉「ふげん」

- ・新型転換炉「ふげん」は昭和 54 年 3 月に本格的な運転を開始後、これまでに MOX 燃料の使用実績を通じ、プルトニウム利用の安全性を実証してきました。
- ・開発事業の撤退については地元自治体等とも協議を行い、適切な期間として 5 年の過渡期間を設け運転を停止いたします。この 5 年の運転期間において、過去 20 年間の技術開発成果を含め、プルトニウム利用技術やプラント管理技術等について、研究成果をまとめるとともに、海外のニーズに応じて運転管理技術の取得の場として活用していきます。また、運転終了後の廃炉措置にも備えます。
- ・事業整理にあたって、以下の課題等を検討中です。
 - 廃止措置研究のあり方
 - 運転停止後の地元雇用問題の解決
 - 20 年間にわたる成果と今後 5 年間の研究成果の集約及び廃止措置技術の効果的な技術移転

二. フロンティア研究

フロンティア研究は、原子力基盤研究、核種分離・消滅処理研究、レーザー濃縮技術開発からなり、原子力長計（昭和 62 年）に基づき推進してきましたが、原則平成 10 年度までに成果を取りまとめ、関係者と御相談の上、廃止または関係機関等へ移管いたします。

平成10年6月30日

参考1 経営管理サイクルの基本的フロー(案)

参考2 動燃段階で行う研究開発外部評価制度の概要

参考3 人事制度改革の概要

参考4 事業構想の進捗状況報告

参考5 新法人組織の業務分掌の基本的考え方について
—安全推進部門に関する事項—

参考6 情報公開指針の概要

参考7 情報公開委員会

参考8 情報公開の現状

以下を基本的ステップとして、「経営管理サイクル」をまわす。

法人としての方針、計画の明示…STEP1 (ステップの番号は、添付資料記入の番号と同じ)

- ・理事長は、法人としての方針、年次の業務計画および達成すべき目標を示す。

事業所の計画案策定…STEP2

- ・事業所長は、法人としての方針、業務計画および目標にのっとり、事業所としての年次業務計画、目標を立案する。

事業所の計画の決定(計画ヒアリング)…STEP3

- ・理事長は、事業所長の策定した計画、目標の案について、両者で協議し、確定する。(理事長と事業所長による契約)
- ・計画および目標の確定を前提に、理事長は事業所長に対し適正な経営資源を配分する。(予算、要員等)

業務の実施…STEP4

- ・事業所長は与えられた経営資源を主体的に有効活用し、年度目標の達成に向けて業務を実施する。

中間報告…STEP5

- ・事業所での業務実施の途中経過状況につき、経営が確認するとともに目標達成に向けて適切な指示、助言を与える。
- ・事業所長からは、目標達成に向けた活動にくわえ、個別の課題、あるいは次年度に重点を置きたい課題などについての報告も行う。
- ・下期の実施予算などについて、目標達成に向けての進捗、課題の期中発生等を考慮して必要な再配分を行う。(従来予算の下期調整等)

(次年度分)

- ・次回作成する中長期業務計画への反映材料とする。

実績確認(実績ヒアリング)、業績評価…STEP6

- ・理事長は、事業所長が主体的に行った業務の実績を的確に把握し、業績を評価する。評価にあたっては、事業所の掲げた目標と実績の乖離を重点に行う。
- ・評価結果は、次年度計画および組織、個人の業績として反映する。

動燃段階で行う研究開発外部評価制度の概要

動燃事業団

1. はじめに

科学技術会議は、平成9年8月「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（以下大綱的指針という）を定め、国費が投入されてる研究活動について、外部評価の導入、評価結果の公開などを取り入れ、その適切さを判断するとともに、評価の結果を適切に研究開発資源の配分などに反映するとして、平成10年度から具体的な実施を要請した。

これを受け、平成11年度予算要求から、新規研究開発予算については、大綱的指針に基づく外部評価を受け、その評価結果をつけて要求することが義務づけられた。

動燃段階において新法人の平成11年度予算を要求することから、研究開発の外部評価制度を動燃において暫定的に制定し、実施することにした。

2. 評価制度の概要

（1）評価の対象

平成11年度予算要求をする際の新規研究開発課題とそれに付随する施設・設備の整備および運用に関するもの。

（2）評価の目的・内容

研究開発課題の選定、方向性・目的・目標などの妥当性、研究開発の進め方の妥当性、研究資金・人材などの研究開発資源の妥当性などについて評価を行う。

（3）評価の時期

科技庁に予算要求を提出する前までに行う。

（4）評価委員会など

外部評価者からなる研究開発課題評価委員会を設けて、理事長の諮問に基づいて行う。

（5）評価方法

評価方法については、評価対象となる研究開発課題の性格・目的や評価目的などを勘案し、事務局の支援を得ながら評価委員会が決める。

（6）評価への国民意見の反映

重要なプロジェクト等の評価を行った場合には、例えば評価結果を決定する前にその案を一般公開するなどの方法により、できる限り国民各般の意見を評価に反映させる。

（7）評価結果の取り扱い

① 評価結果を適切に活用し、研究開発や研究開発資源の見直し、適正化などに反映するとともに、円滑に新法人へ引き継ぐ。またその結果を評価委員に報告する。

② インターネット等を利用して評価資料を含めた評価結果を、国民にわかりやすい形でとりまとめ公開する。

人事制度改革の概要

1. 職能資格制度

職能資格を専門分野に応じ、研究職群（スタッフ系管理職を含む）、技術職群（スタッフ系管理職を含む）、事務職群（スタッフ系管理職を含む）の3群に分け、更にライン系管理職をマネジメント職群とし、役割・責任の明確化を図るとともに各職群ごとに必要な能力、適性等を職能資格基準で明確に示す。

2. 役職制度

複線型役職制度を導入し、スタッフ系職員的能力・適性に応じた昇進ルートを設定するとともに、管理職層の任用に当たっては、アセスメント研修によるマネジメント能力の客観的評価等も参考とする。

3. 評価制度

目標評価（目標管理制度と連動）及び通常職務評価による業績評価並びに日常行動評価の3要素の成果・貢献が適切に反映されるよう評価基準を設定し、評価結果を個々人へフィードバックさせるとともに、人事処遇に適切に反映させる。

4. 給与制度

(1) 管理職層

成果・貢献、役割・責任（職責）を給与（本給、役手、期末手当）に大きく反映させる

(2) 一般職層

昇給、期末手当に成果・貢献、役割・責任（職責）を反映させる。

5. 研究員制度

職能資格制度の人材群分類（研究職群と技術職群）と整合を図りつつ見直す。

6. 人材育成制度

- ・ 職能資格制度の人材群分類を前提に最適な人材育成の基本的考え方（「人材育成指針」）、及びこれに基づき、キャリアデベロップメントプログラム（CDP）を策定する。
- ・ また、役割・責任、組織目標等についての研修を強化するとともに双方向人事交流の促進、国内留学制度の導入をはかる。

7. その他

- ・ 外部人材活用の観点から任期付任用制度を導入する。
- ・ 連続運転部門の交替勤務体制について、訓練直の導入による6班化を検討するとともに原子炉当直長の責任、権限、要件等を明確にし、処遇を改善する。
- ・ 大型施設の法定主任者（炉主任、核取）の責任、権限、要件等を明確にし、処遇を改善する。

事業構想の進捗状況報告

重点課題の検討状況

項 目	検 討 状 況	今 後 の 取 組 み
①先進的核燃料サイクル開発の方向性	FBRの特性を活かせば、発電するとともにAMの燃焼やFPの消滅により核燃料サイクルからの放射性廃棄物発生を原理的にゼロに近いものにすることが可能である。FBRの実用化が進んだ段階ではこのようなFBRサイクルを実現することが理想である。 このため、経済性をより一層重視した“現行の核燃料サイクルの高度化”に加えて、環境への負荷低減を考慮した“先進的核燃料サイクル”を開発する。開発方針は以下の通り。 1) 先進的核燃料リサイクルの目標 将来社会を支えるエネルギー源を提供し、さらに環境への影響を極力抑えた（AM燃焼、FP核変換）FBRサイクルを安全に配慮しつつ経済的に実現する。 2) 現行技術開発との関係 現行技術の高度化と先進的核燃料サイクル技術を、開発資源に配慮しつつ併行して進める。 3) 先進的核燃料サイクル技術開発の進め方 先進的核燃料サイクル技術としては、今後2年程度を目途にシステム概念の創出するとともに、要素技術についても技術開発を進める。要素技術の開発については、サイクル概念の創出段階で必要な根拠技術を見直し、開発計画に反映する。	先進的核燃料リサイクル概念の構築を今後事業団内外の議論を踏まえて具体化をすすめ、中長期事業計画において長期的かつ重点的にすすめるべき事業と位置づけていく。

②もんじゅ長期利用計画	FBR懇談会では、“安全性の向上対策を十分に行った後、慎重な運転管理が行えることを前提にもんじゅでの研究開発が実施され、原型炉としてのデータを着実に蓄積するとともに、MA燃焼など新たな分野の研究開発に資するデータを幅広く蓄積すべき”と提言された。 これを受けて、まずもんじゅをFBRの実用化の可能性を追求するための研究開発の場の一つと位置づけ、原型炉技術を集約しつつFBRの安全性、信頼性を実証する。 次に制御棒の長寿命化、燃料の高燃焼度化による運転サイクルの長期化を図って運転維持費の低減化を行いつつ、先進リサイクル技術開発の進展に合わせた新たな分野のデータの蓄積並びに、FBR実用化に資するデータの蓄積をはかっていく。特に、もんじゅについては、改修並びに運転維持に相当規模の資金投入が必要とされることから投資対効果を十分に考慮した利用計画の検討を行っている。	改修計画について、国及び地元との調整が必要となることから、外部の理解を求めるための努力を行うとともに、運転計画についてケーススタディ等を実施して発電炉としての特性を活かした合理的かつ経済性に配慮した“もんじゅ利用計画”を策定し、中長期事業計画に反映する。
③ FBR再処理技術開発計画 (RETF計画の見直しを含む)	湿式 Purex 法をベースとしたFBR再処理技術の経済性向上を目的とした抜本的な見直しを行い、FBR再処理の基盤技術を確立するとともに、ウランとPuの共抽出を単サイクルで行う技術等を採用した先進的な Purex 法の開発計画を検討している。 開発計画の見直しに伴い、RETFの技術仕様の変更も必要となることから同施設の建設計画の見直しを行った。 また、経済性を著しく向上できると期待される乾式再処理技術については、海外を含めて外部研究機関との共同研究も視野に入れた開発計画を検討している。	先進的なFBR湿式再処理法の開発計画をRETFの変更仕様と合わせて具体化する。また、乾式再処理技術に関する共同研究の可能性について、関連する外部研究機関と協議する。

④ FBR 燃料材料開発計画	FBR の実用化には、経済性の観点から 15 万 MWd/t の高燃焼度の達成可能な燃料と被覆管の開発が必要とされている。 また、AM 燃焼や FP 消滅用の燃料製造のために、被ばく防止の観点より遠隔自動化が容易な燃料製造技術の開発が望まれる。 これまでの燃料製造技術の開発経験と海外での研究成果をもとに、振動充填燃料製造技術等の先進的な MOX 燃料製造技術を評価、選定して効率的かつ合理的な技術開発計画を検討している。	絞り込んだ燃料製造技術を燃料製造施設、常陽並びにもんじゅを用いて効率的に開発する方策を検討し中長期事業計画に反映する。
⑤ 東海再処理工場の将来計画	東海再処理工場の位置付けが、法律改正により“開発研究”とされたことにより、今後の運営は R&D を中心として実施していくことにしている。 このため、東海再処理工場では、軽水炉の高燃焼度燃料及びふげんの MOX 燃料の再処理に関する研究開発を継続して行うことになるが、特に軽水炉燃料については六ヶ所再処理工場への技術的支援を行うための R&D 運転を実施していくため、下記項目について電力側（日本原燃を含む）との調整を行っている。 ・高燃焼度燃料の再処理データの取得 ・再処理の運転、保守技術の高度化 ・六ヶ所再処理工場運転員への教育・訓練 また、六ヶ所再処理工場への技術的支援の役割を終えた後は、FBR 再処理技術開発において設備を有効に活用していく。	電力からのニーズに基づく軽水炉燃料再処理技術の高度化検討計画、今後の六ヶ所支援プログラムの具体化を行うと共に、FBR 再処理技術開発への設備利用計画を明確化して中長期事業計画としてまとめる。

⑥廃棄物及び老朽化設備の処理計画	サイクル廃棄物の環境保全技術開発として ・放射性廃棄物の処理処分に関する研究 ・老朽化施設（廃止設備を含む）の廃止措置に関する研究 を中核的な開発課題とするとともに、施設から発生する放射性廃棄物と老朽化設備の解体撤去に伴う廃棄物の貯蔵及び処理処分計画を立案する。 これまでに放射性廃棄物の管理貯蔵量の調査と施設からの廃棄物発生量並びに満杯時期の評価を行い、満杯時期後の対策を検討して廃棄物処理計画を立案した。 老朽化施設の解体撤去についても、老朽化施設の調査を実施して具体的な廃止措置計画を検討した。	廃棄物と廃止措置のデータベースと管理評価システムを構築して廃棄物管理の効率化を図るとともに、廃棄物発生量の低減及び減容化技術の開発計画を策定する。 また廃棄物処分の具体的な方策を国とともに今後積極的に検討していく。
⑦ 高レベル廃棄物処分研究開発計画 （2000年レポート以降）	高レベル廃棄物の地層処分については、原子力バックエンド対策専門部会報告に基づき2000年までに地層処分に関する信頼性と処分予定地の選定や安全基準策定のベースとなる技術的な拠り所を「2次取りまとめ」（2000年レポート）として示すべく研究開発を進めている。 2000年以降については、実施主体が設立され処分予定地の選定が開始されるため、実施主体との役割分担を明確にして、地層処分の実現に向けてサイトを特定した処分技術開発及び処分技術の信頼性と安全性評価を行うことを基本とした研究開発計画を検討している。	2000年以降の新機構の役割については、最終的には原子力バックエンド対策専門部会にて審議し決定されるものと考えられるが、これまでの経験をもとに国の立場で今後行うべき研究開発を整理して中長期事業計画に反映する。

新法人組織の業務分掌の基本的考え方について －安全推進部門に関する事項－

1. 施設安全管理の基本的考え方

事業所における施設安全管理は事業所長が一元的に権限と責任を持ち、本社の安全推進本部はその支援を行う。事業所安全推進部門は、施設安全確保の支援を行うとともに、放射線管理、環境監視等の業務を実施する。

2. 安全推進部門の役割

(1) 安全推進本部

安全推進本部は、一般安全を含めた安全管理全般に係る支援業務を行う。

①経営理念に基づき、安全管理の基本方針等を立案し、年度展開を図る。

②安全総点検及び安全に関する事項の水平展開を推進する。総点検の結果、改善の必要のある箇所については、安全対策費の配分を経営企画本部及び経理部と調整し、改善を指示する。

③安全推進本部の危機管理推進室は、事故発生時の対応を迅速かつ適切に遂行するため、以下の業務を行う。

（平常時）危機管理の基本方針・計画の策定及び推進、教育・訓練の基本方針・計画の策定及び推進・評価、緊急時情報システムの整備を行う。

（緊急時）安全担当理事（事故時）及び理事長（災害時）のスタッフとしての機能（対応状況への助言等）を果たす。

(2) 事業所安全推進部門

事業所安全推進部門は、一般安全を含めた施設の安全確保の支援を行うとともに、所内危機管理体制の整備、放射線管理業務等を行う。

①一般防災、事故等に関する事業所内データベースの一元的管理等、施設安全に係る支援業務を実施する。

②事故発生時の対応を迅速かつ適切に遂行するため、以下の業務を行う。

（平常時）危機管理の実施計画作成、緊急時対応体制の整備、緊急時情報システムの整備、教育・訓練の実施・指導を行う。

（緊急時）事業所長のスタッフとしての機能（対応状況への助言等）を果たす。

③放射線管理、環境監視、許認可申請関連業務等を行う。

（3）敦賀本部における安全推進部門の役割

①業務統括部は、もんじゅ建設所及びふげん発電所の環境監視業務を行うとともに、事故時の支援対策を行う。

②もんじゅ建設所及びふげん発電所の安全推進部門は、一般安全を含めた施設の安全確保の支援、放射線管理を行う。（なお、所内危機管理体制の整備、許認可申請業務については、それぞれの技術課が行う。）

3. 事故発生時の体制

事故が発生した場合は、事業所長を責任者とした事故対策本部を設置し、事故対応を行う。本社に支援対策本部（安全推進本部が事務局）を設置し、安全担当理事は対外対応を行う等、当該事業所を支援する。

災害が発生した場合は、災害対策本部（安全推進本部が事務局）を設置し、理事長が対外対応を中心とした事故対策の責任者となる。

（敦賀地区における事故発生時の体制）

事故が発生した場合は、当該事業所長を責任者とした事故対策本部を設置し、事故対応を行う。敦賀本部に支援対策本部

を設置し、敦賀本部長は対外対応を行う等、当該事業所を支援する。

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、理事長が到着するまでの間、理事長の代行として敦賀本部長が対外対応を中心とした事故対策の責任者となる。

なお、各事業所毎に事故の拡大防止対策等の実施責任者と対外対応の責任者の役割分担を別途定める。

情報公開指針の概要

- 核不拡散、核物質防護等の一部の情報を除き、原則公開。
- ノウハウに係る非公開については、作成後一定期間を経た後に、原則として公開。
- 公開請求を受けて公開する受動的な情報公開だけでなく、自主的に、かつ積極的に公開する能動的な情報公開。
- 一般の方々の利用の便宜を図るため、技術的成果報告書の目録を作成・公表。

情報公開委員会について

1. 設立目的及び趣旨

動燃事業団の事業を推進する上で、一般の方々に事業団の業務について理解と信頼を頂くことが極めて重要と認識し、従来より情報公開を進めているが、平成9年7月1日より「開かれた動燃」を目指して、情報公開を全社的かつ制度的に推進するため「情報公開指針」の運用を開始した。さらに、この度、情報公開のさらなる推進と社内論理に偏らない公正な運用を図るため、「情報公開委員会」を設置した。

2. 委員会での検討事項

情報公開委員会では、上記の目的を達成するため、以下の事項について審議検討を行う。

①情報公開を推進するための重要な事項、施策等

②情報公開請求に対して、公開についての決裁を行うに際しての判断根拠の妥当性等

3. 開催頻度

原則2ヵ月に1回

4. 委員会メンバー

委員長：宇賀 克也 東京大学法学部教授

委員長代理：松井 茂記 大阪大学法学部教授

：浅田 正彦 岡山大学法学部教授

：小岩井忠道 共同通信社ラジオ・テレビ局次長

：高後 元彦 弁護士

：山本 康典 (財)日本原子力文化振興財団理事

(なお、必要に応じて、委員の追加等を行うことがある。)

5. 第1回開催

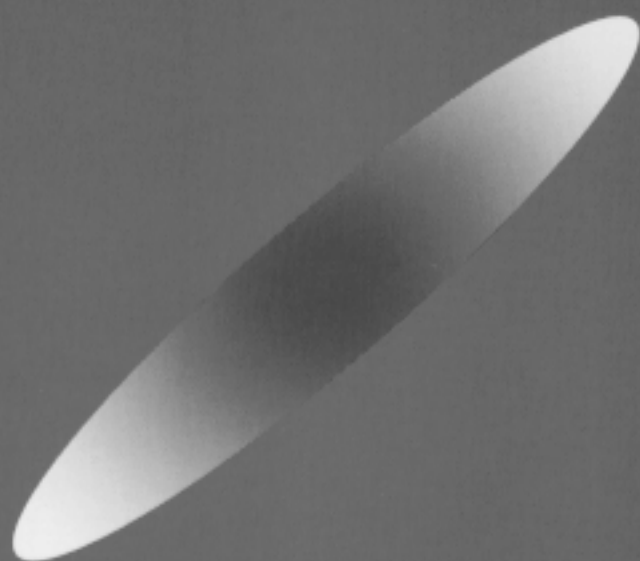
平成10年5月20日(水)

情報公開の現状（平成10年6月23日現在）

項 目	推 進 状 況	備 考
情報公開請求対応	・ 請求数：208件 ・ 公 開 決 定：203件 ・ 公 開 検 討 中：1件 ・ 請 求 取 下 げ 等：4件	・ 平成9年7月1日より指針の運用を開始 ・ 平成10年4月1日、情報公開委員会を設置
マルチメディアによる情報発信	・ インターネット 累積で約52万件のアクセス数 （平均約2万件／月のアクセス数） ・ 情報ボックス 累積で約7千件のアクセス数 （平均約70件／月）	・ 平成7年12月より ・ 現在の発信総量は約2万7千頁 ・ 情報ボックスにはPlus 発表文などの他、動燃技報掲載論文約820件 全文（1-105号）を掲載
研究開発成果報告書目録、抄録等	・ 3月末に約2万2千件の研究開発成果報告書目録を更新公開 ・ 3月末に約2千5百件の抄録を公開 ・ 4月末に事業団所有特許情報の公表	・ 約1,300件
経営情報	・ 事業計画（平成7年～9年） ・ 財務諸表（平成4年～8年） ・ 入札結果（平成9年、10年） ・ 年報（昭和43年～平成8年）	
許認可資料	・ もんじゅ竣工認可資料（未公開部分30%→1%） ・ 保安規程（ふげん、再処理、もんじゅ、人形峠施設）	<u>人形峠4施設の内部</u> ・ ウラン濃縮施設 ・ ウラン製錬加工施設 ・ 人形峠鉱山 ・ 東郷鉱山
双方向型対話集会への参加	・ 現在までに合計29回の対話集会等に参加	・ 内12回、事業団主催の説明会等
施設の公開	・ もんじゅ見学会を実施し、約2万2千人が参加（平成8年9月～）	・ 今後、全社的な水平展開を準備中

なお、2月25日からナトリウム燃焼解析コード（ASSCOPSコード）の一般の方々の利用を開始

動燃 行動憲章 行動規範



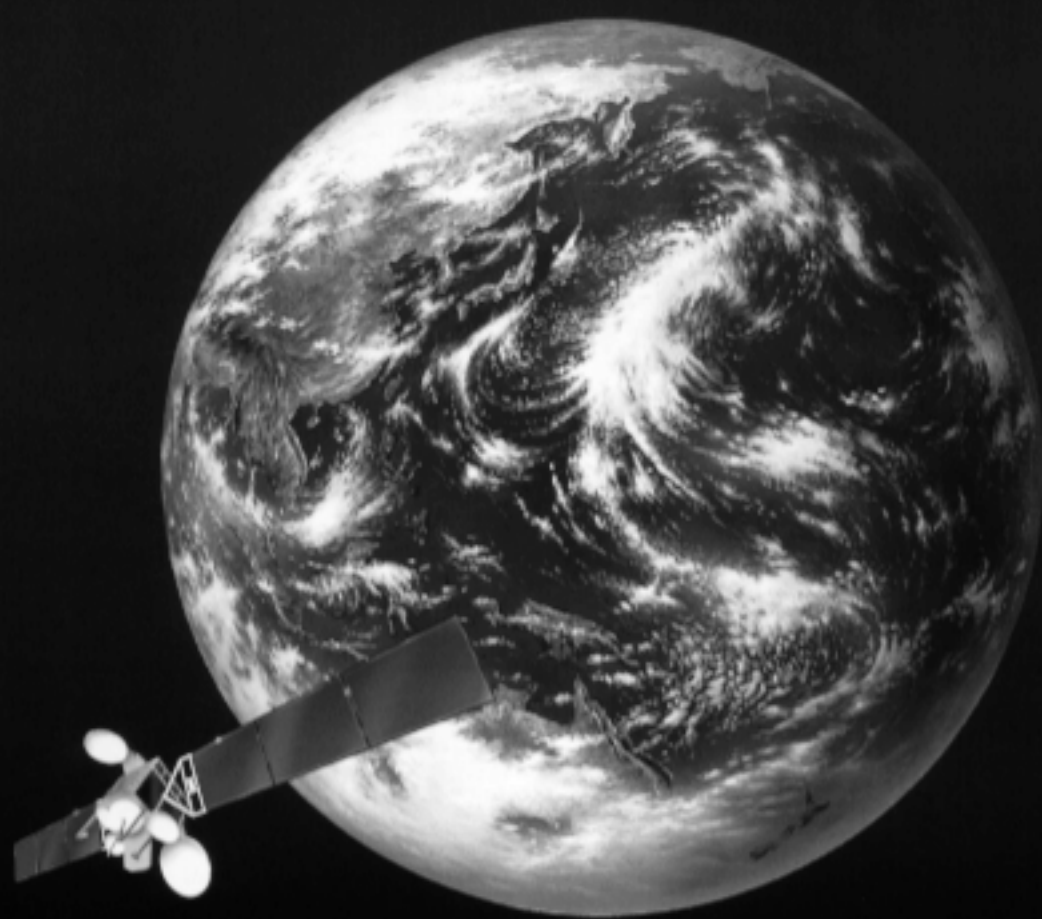
平成10年5月

動力炉・核燃料開発事業団

もっと知りたい！ Part 3

Open and Honest

— 情報公開 —



どうねん